

## 特例業務負担金に関する参照条文①（2年4月現在）

### ○平成13年統合法（平成13年法律第101号）

#### 附 則

（存続組合に係る費用の負担）

第五十七条 存続組合は、附則第二十五条第三項各号に掲げる業務に要する費用に充てるため、施行日の前日から引き続き旧農林共済法第一条に規定する法人であるもの及び施行日以後同条に規定する法人から権利義務を承継した法人のうち政令で定めるもの並びに存続組合（以下「旧農林漁業団体等」と総称する。）から、毎月特例業務負担金を徴収する。

2 特例業務負担金は、旧農林漁業団体等に使用される職員である厚生年金保険の被保険者の厚生年金保険法による標準報酬月額を標準として算定するものとし、その標準報酬月額と特例業務負担金との割合は、存続組合の定款で定める。

3 旧農林漁業団体等は、第一項の規定により負担する毎月の特例業務負担金を、翌月の末日までに納付しなければならない。

4 厚生年金保険法第八十五条（第一号ニ、第三号及び第四号を除く。）、第八十六条、第八十七条（第六項を除く。）、第八十八条、第八十九条及び附則第十七条の十四の規定は、第一項に規定する特例業務負担金について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第八十七条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二十五条第三項に規定する存続組合」と、同法附則第十七条の十四中「第八十七条第一項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四百四十一条第一項において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第八十七条第一項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第三百六十六条において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十条の二の規定による徴収金について適用する場合に限る。）を含む。）」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第五十七条第四項において準用する第八十七条第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

5 存続組合は、前項の規定により読み替えて準用する厚生年金保険法第八十六条第五項の規定により国税滞納処分の例により処分しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、特例業務負担金の納付について必要な事項は、政令で定める。

【注】上記の「平成13年統合法」とは、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」の略です。

## 特例業務負担金に関する参照条文②（2年4月現在）

### ○ 特例一時金政令（平成14年政令第45号）

（特例業務負担金の徴収）

第七条 特例業務負担金（平成十三年統合法附則第五十七条第一項に規定する特例業務負担金をいう。以下この条において同じ。）の徴収は、平成十四年四月（前条第一項に規定する法人にあつては、当該権利義務を承継した日の属する月）から特例業務負担金を納付する法人が解散した日の属する月の前月までの各月につき、するものとする。

- 2 特例業務負担金を算定するに当たり、その額に一円に満たない端数を生じたときは、その端数は、切り捨てる。
- 3 存続組合は、厚生労働大臣に対し、存続組合が平成十三年統合法附則第五十七条第一項の規定により毎月徴収するものとされる特例業務負担金についてその額の計算のために必要な資料の提供を求めることができる。

【注】 上記の「特例一時金政令」とは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令」の略です。

## 特例業務負担金に関する参照条文③（2年4月現在）

### ○農林漁業団体職員共済組合定款（昭和33年農林省指令33農経第4909号）

（特例業務負担金）

第二十二條 この組合は、第十九條各号に掲げる業務に要する費用（借入金をした場合は当該借入金の返済額を含む。第四項において同じ。）に充てるため、施行日の前日から引き続き旧農林共済法（平成十三年統合法附則第二條第一項第二号に規定する旧農林共済法をいう。）第一條に規定する法人であるもの及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第六條第一項の規定により農林水産大臣が指定した法人（以下「指定法人」という。）並びに組合（以下「旧農林漁業団体等」と総称する。）から、毎月特例業務負担金を徴収する。

- 2 前項の特例業務負担金の徴収は、次條第一項の規定により特例業務負担金を前納する場合を除き、平成十四年四月から（指定法人にあつては、当該権利義務を承継した日の属する月）から特例業務負担金を納付する法人が解散した日の属する前月までの各月につき、するものとする。
- 3 特例業務負担金は、旧農林漁業団体等の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所毎にその使用する職員である厚生年金保険の被保険者の厚生年金保険法による標準報酬月額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二條第一号に規定する育児休業をしている被保険者、厚生年金保険法第二十三條の三第一項に規定する産前産後休業をしている被保険者及び同法附則第四條の三第一項に規定する高齢任意加入被保険者に係るものを除く。）の毎月の総額を標準として算定するものとし、その標準報酬月額と特例業務負担金との割合（次項において「負担率」という。）については、千分の二十・四とする。
- 4 負担率は、この組合の業務に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫補助の額を踏まえて、毎年再計算を行うものとする。
- 5 特例業務負担金を算定するに当たり、その額に一円に満たない端数を生じたときは、その端数は、切り捨てる。